

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
○ 指定居宅サービス事業者等の指定		指導監査課			
○ 指定居宅サービスの事業の廃止		〃			
○ 保安林の指定の解除		治山課			
【公告】					
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧		経営支援課			
○ 公共測量の実施		監理課			
○ 〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 公共測量の終了		〃			
【教育委員会】					
○ 岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則		教育委員会			
(県例規集登載)					
				目次	
				担当課（室）	

◎岡山県告示第四百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和七年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 介護付き有料老人ホーム ルピナス佐伯
 - 2 所在地 和気郡和気町父井原四三四―二
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 医療法人洪藤医院
 - 2 所在地 和気郡和気町父井原四三四―一
- 三 指定年月日 令和七年九月一日
- 四 介護保険事業所番号 三三七二三〇〇八七五
- 五 サービスの種類 特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護

◎岡山県告示第四百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。
令和七年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション佐伯

2 所在地

和気郡和気町父井原四三四―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人洪藤医院

2 所在地

和気郡和気町父井原四三四―一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年八月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇四〇四

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和七年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所
津山市加茂町倉見字天狗岩六六四の一七、六六四の一八
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

〔四〇二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年九月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）津山院庄貸店舗

所在地 津山市院庄字八ヶ坪九〇九番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役社長 松田 和也

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ユニクロ

住所 山口県山口市佐山一〇七一七番地一

代表者の氏名 代表取締役 柳井 正

(2) 名称 株式会社ジーユー

住所 山口県山口市佐山一〇七一七番地一

代表者の氏名 代表取締役 柚木 治

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年四月二十一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百五十一平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 百十八台

(2) 駐車場の収容台数 六十二台

(3) 荷さばき施設の面積 九十六平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十三・四立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和七年八月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年九月五日から令和八年一月五日まで
縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部商業・交通政策課並びに岡山
県産業労働部経営支援課ホームページ

〔四〇三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
美作市朽木地内	公共測量（路線測量）	令和七年八月二十五日から 同年十二月二十八日まで

〔四〇四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
真庭市舞高地内	公共測量（基準点測量及び路線測量）	令和七年八月二十日から同年十月三十一日まで

〔四〇五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	公共測量（基準点測量）	測量期間
総社市岡谷地内		令和七年八月二十一日から 同年十二月二十六日まで

〔四〇六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	美作市巨勢地内
測量の種類	公共測量（路線測量及び基準点測量）
測量期間	令和七年八月二十六日から同年十二月二十五日まで

〔四〇七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
井原市野上町地内	公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、現地測量及び路線測量）	令和七年八月十二日から同年十二月二十四日まで

〔四〇八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市東区宝伝地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量及び四級基準点測量）	測量の種類
令和七年八月二十五日から同年十一月二十八日まで	測量期間

〔四〇九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
総社市日羽地内	公共測量（基準点測量及び路線測量）	令和七年八月十八日から同年十二月二十六日まで

〔四一〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市二日市、加須山及び亀山地区内	測量区域
公共測量（基準点測量及び水準測量）	測量の種類
令和六年十二月十日	終了年月日

◎岡山県教育委員会規則第九号

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年九月五日

岡山県教育委員会

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則（昭和三十年岡山県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

「岡山県立津山高等学校

別表第一美作学区の項中 岡山県立勝山高等学校（蒜山を「岡山県立津山高等学校」校地を除く。）

に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 この表に定めのない全日制の課程を置く高等学校の普通科の学区は、全県とする。

別表第二中

を

岡山県立総社高等学校	百分の五
岡山県立勝山高等学校（蒜山校地を除く。）	百分の五

に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に岡山県立高等学校（以下「高等学校」という。）に在学している者で施行日以後引き続きその高等学校に在学するものについては、なお従前の例による。

3 施行日以後において高等学校に転学、転科若しくは編入学をしようとする者又は転学、転科若しくは編入学をした者については、当該者の属すべき又は属する年次の在学者に適用される規定の例による。